

議 会 運 営 委 員 会 次 第

令和5年2月28日 (火)

1 委員長開議宣告

2 議長挨拶

3 議 題

(1) 一般質問について

(2) 松戸市議会委員会条例の一部改正について

(3) その他

4 委員長散会宣告

令和5年3月定例会 一般質問時間予定表

会派名	持ち時間（分）	日程
市民クラブ	98	1日目 3/1(水)
公明党	83	
はじめの会	56	
日本共産党	51	
政策実現フォーラム・社民	51	2日目 3/2(木)
立憲民主党	46	
無所属 (嶋原議員)	15	
無所属 (湯浅議員)	15	
無所属 (山中議員)	15	
無所属 (中村議員)	15	
無所属 (大橋議員)	15	

案

松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

松戸市議会委員会条例（昭和41年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(常任委員会の名称、所管及び委員の定数) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 健康福祉常任委員会 健康福祉部、福祉長寿部、子ども部、福祉事務所及び病院事業の所管に属する事項 (3) (略) (4) 建設経済常任委員会 経済振興部、街づくり部、建設部、水道事業及び農業委員会の所管に属する事項 3 (略)	(常任委員会の名称、所管及び委員の定数) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 健康福祉常任委員会 健康医療部、福祉長寿部、子ども部、福祉事務所及び病院事業の所管に属する事項 (3) (略) (4) 建設経済常任委員会 経済振興部、街づくり部、都市再生部、建設部、水道事業及び農業委員会の所管に属する事項 3 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。